

幹事会メンバー（案）

構成区分	委 員
(1)三次市（幹事会長）	三次市地域振興部 部 長 中原 環
(2)住民又は利用者の代表	三次商工会議所 総務課長 竹本 勇夫
	三次広域商工会 事務局長 湯藤 浩康
	三次市社会福祉協議会 事務局長 渡部 直文
(3)国土交通省中国運輸局広島運輸局支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局 首席運輸企画専門官 富田 直也
(4)広島県企画振興局地域振興部長又はその指名する者	広島県企画振興局地域振興部地域政策課交通対策室 室 長 小林 即典
(5)学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	米子工業高等専門学校 講 師 加藤 博和

【参考資料：三次市地域公共交通会議設置要綱抜粋】

（幹事会）

第10条 交通会議に、交通会議の運営に当って必要な事項を処理させるために、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 幹事会に幹事会長を置く。
- 4 幹事会長は、幹事会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 5 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出、意見等を求めることができる。
- 6 幹事会において審査した事項については、交通会議へ報告するものとする。